

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 9 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市は、平成 5 年、現在の社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）に、未事業化等用地、及び 市営住宅付帯駐車場の管理を依頼した。

平成 14 年 4 月 1 日付け「市営住宅付帯駐車場の管理に関する協定書」によると、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が協会に付帯駐車場の管理を委託し、市の定めに基づき協会が公社に納付金を納め、公社が市に納付金を納めることになっている。つまり実体は、協会が公社をトンネルにして、市に納付する協定である。

市と協会は、平成 6 年当初、付帯駐車場の賃料の 4 割を納付金とすることが妥当と考え、協会は付帯駐車場の売上高の 4 割を市に納付した。

しかし、協会に付帯駐車場の売上高の 4 割を市に納付させたところ駐車場事業で協会の収支は赤字となった。そこで、市は協会と協議をして平成 7 年度から当分の間、付帯駐車場の売上高の 2 割を市への納付金とすることで合意をした。

平成 18 年度になって、協会は、未事業化等用地を利用した管理駐車場に係る納付金として、管理駐車場に係る協会の総収入額から管理に要する経費を差し引いた額の 3 分の 2 である 68,469,075 円を納付した。

ところが、平成 14 年当時の付帯駐車場、管理駐車場の売上は、管理駐車場から納付金を納めることができるようになった平成 18 年度と同等であり、安定した収入を協会は得ていた。

平成 18 年度、管理駐車場から納付金を納めていることは、協会が管理駐車場及び付帯駐車場で利益を挙げていることを裏付ける事実である。

以上の経緯から、遅くとも平成 14 年度以降平成 20 年度まで、市は協会に対して、付帯駐車場の売上の 4 割にあたる納付金を納める定めをして、納付金を請求すべきであったのに、それらを怠ったことによって、市に損害を与えたことは明らかである。

監査委員は、市長に対し、協会による付帯駐車場管理業務委託に関し、協会が市に対する納入を怠った違法な収益を返還させるために必要な措置を講ずるよう請求することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

請求人の主張は、詰まるところ、平成 18 年度の管理駐車場について、市は協会から納付金が収入できたのであるから、協会はそれよりも前も後も赤字ではなく安定した収入を得ており、平成 14 年度から平成 20 年度の付帯駐車場についても、より多くの（協会の赤字を理由に減率が取り決めされた駐車場料金収入の 2 割ではなく 4 割の）納付金を収入できたはずであって、市は収入を怠っているというものと解される。

しかしながら、そもそも、市が収入するのは公社からの使用料であって、協会からの納付金ではない。この点について請求人は、公社はトンネルに過ぎず、実質的には市が納付金を収入しているに他ならない旨主張するが、仮に市が納付金を収入する関係にあったと言えるにしても、請求人が住民監査請求の対象となし得る法所定の当該行為等のいずれを請求の対象にするのか明らかでないことはもとより、本市職員等による違法不当性の主張についても、付帯駐車場とは別個の、管理駐車場に係る特定年度の事情からの類推の域を出ない独自の思料に基づくものか、あるいは主張がないものと解さざるを得ず、根拠となる対応した事実証明書の添付もないのは明らかである。

そうすると、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。